

農地バンク制度について

「農地バンク制度」とは、農地の所有者のかたに、耕作や管理が困難になった農地を登録していただき、その情報を農地の借受などを希望するかたに提供することで、貸借などを支援する制度です。

遊休農地の発生を防止し、農地の有効利用のため、「農地を貸したい・売りたい」「農地を借りたい・買いたい」と考えているかたは、農業委員会事務局までお問い合わせください。

問合せ＝農業委員会事務局（農林商工課内） ☎76-5133

森林の樹木を伐採するときは「伐採届」が必要です

地域森林計画の対象となっている森林の樹木を伐採するときは、森林法により、「伐採届」の提出が義務付けられています。

伐採する場合は、対象となっている森林か事前に農林商工課までお問い合わせください。

【届出対象者】

- ◎森林所有者が自分で伐採するときは、森林所有者が提出します。
- ◎森林所有者が請負によって伐採するときは、森林所有者と伐採業者が連名で提出します。

【届出期間】

- ◎伐採を始める 30 日前までに提出してください。
- 無届で伐採した場合は、森林法による罰則が適用されることがあります。



- ◎森林以外に転用するため、0.1ha 以上 1 ha 以下まで（太陽光発電設備を設置する場合は、0.1ha 以上 0.5ha 以下）の開発（土地の形質変更）を伴う伐採を行う場合は、「伐採届」とあわせて「小規模林地開発行為届出書」の提出が必要です。
- ◎1 ha（太陽光発電設備を設置する場合は、0.5ha）を超える開発を行う場合は、「伐採届」でなく、埼玉県寄居林業事務所に「林地開発許可」の申請が必要です。

問合せ＝農林商工課 農工業推進係 ☎76-5133

農耕車に付着した泥は落としてから道路へ！



トラクターなどでの農作業後、田畑から公道へ出る前には、タイヤなどについた泥は取り除いてから道路を走行していただくようお願いします。

道路に落ちた泥のかたまりは、通行の妨げや交通事故の原因になることがあります。

やむを得ず道路に泥を落としてしまった場合は、清掃をお願いします。

問合せ＝農林商工課 農工業推進係 ☎76-5133

森林を取得したかたは「所有者届出書」が必要です

個人・法人を問わず、売買や相続により、地域森林計画の対象となっている森林の土地を新たに取得したかたは、面積に関わらず、森林法により「森林の土地の所有者届出書」の提出が義務付けられています。

【届出期間】

土地の所有者となった日から 90 日以内に、取得した土地のある市町村に届出をしてください。

問合せ＝農林商工課 農工業推進係 ☎76-5133

農薬は適正に使用しましょう！

近年、農薬に関する事故やトラブルが増加しています。農薬を使用する際は、ラベルや袋に表示された使用方法や注意事項を厳守し、散布区域外に飛散しないよう十分注意してください。

また、できるだけ農薬以外の防除方法を検討し、やむを得ず農薬を散布するときは、事前に周辺住民や施設利用者等に周知するとともに風向きなどに十分注意してください。

◎近隣に学校や通学路がある場合には、散布の時間帯を選んでください。

◎使用した農薬の空き容器などは、農地に放置せず、適切に廃棄してください。

問合せ＝農林商工課 農工業推進係 ☎76-5133

農地の転用には許可が必要です

農地を宅地、駐車場、資材置場などの農地以外の目的に利用しようとする場合には、農地転用許可が必要です。

また、転用しようとする農地が、農業振興地域内の農用地区域（青地）に指定されている場合は、原則として転用は許可されません。やむを得ず転用する場合は、農用地区域から除外する手続きを行った後、農地転用の手続きを行うことになります。

転用をお考えのかたは、必ず事前にご相談ください。

【農地転用の許可】

◎対象になる農地

登記地目が農地の土地です。また、登記地目が農地でなくても、農地として利用されている土地も対象となります。

◎転用の可否

転用の許可は、農地法の基準（場所や目的などにより異なります）により判断されます。

◎申請手続き

毎月 10 日（10 日が土日、祝日の場合はその翌日の開庁日）までに申請書を提出してください。

申請から許可までにかかる期間は、おおよそ 2 か月です。

問合せ＝農業委員会事務局（農林商工課内）
☎76-5133

【広告】内容は直接広告主へ

農地

雑種地

原野

宅地

「この土地どうしよう？」にお応えします

売ってください！

貸してください！

200坪以上積極的に買取中！

株式会社 カネザワ
埼玉県児玉郡神川町元阿保852
地元中心に買取・賃貸実績
500坪以上

☎ 0120-76-2245
【受付時間】9：00～18：00（水・日祝休み）

【農用地区域からの除外】

◎除外の要件

除外するには、次の 6 つの要件を全て満たすことが必要です。

- ①必要性および緊急性があり、他に代替すべき土地がなく、農地転用など、必要な許認可の見込みがあること
- ②農用地区内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること
- ③農用地の集団化、農作業の効率化その他農業上の利用に支障がないこと
- ④効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障がないこと
- ⑤土地改良施設などの機能に支障がないこと
- ⑥土地改良事業などの工事が完了した年度の翌年度から起算して 8 年を経過した土地であること

◎申出手続き

必ず事前相談のうえ、4 月、7 月、10 月、1 月の各 10 日（10 日が土日・祝日の場合は、その翌日の開庁日）までに、申出書を提出してください。

申出から除外までにかかる期間は、おおよそ 1 年ほどです。

問合せ＝農林商工課 農工業推進係 ☎76-5133